

令和6年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引き

本市の税務行政につきまして、日頃よりご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
固定資産税は土地や家屋のほかに、償却資産（事業用資産）についても課税の対象です。
石巻市内で事業を営まれている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産の状況について、石巻市に申告が必要です。（地方税法第383条）
つきましては、この手引きを参考に申告書を作成のうえ、提出期限までにご提出ください。



提出期限 令和6年1月31日（水）

提出期限間近になりますと、窓口が大変混雑いたしますので、申告書は早めに提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

提出前のチェック項目		参考ページ
申告書に連絡先の記入はされていますか？	<input type="checkbox"/>	5ページ
申告書に資産の所在地は記入されていますか？	<input type="checkbox"/>	5ページ
減少した資産は二重線で消し込みされましたか？	<input type="checkbox"/>	6ページ
増加した資産の取得年月、取得価格、耐用年数を記入されていますか？	<input type="checkbox"/>	6ページ
テナントが建物に施した内装は償却資産です。	<input type="checkbox"/>	1・2ページ
取得価格が10万円未満でも減価償却している資産は申告対象です。	<input type="checkbox"/>	3・4ページ
各種設備（電気、給排水、ガス）のうち屋外の設備は申告対象です。	<input type="checkbox"/>	1ページ
受変電設備、予備電源（蓄電池、発電）設備は申告対象です。	<input type="checkbox"/>	1ページ
外構工事（路面舗装、門・塀、広告ほか）は申告対象です。	<input type="checkbox"/>	1・2ページ
個人の自宅用太陽光発電設備も10kw以上のものは申告対象です。	<input type="checkbox"/>	11ページ
控えが必要な方は切手を貼った返信用封筒を同封しましたか？	<input type="checkbox"/>	4ページ

地方税ポータルシステム『

エルタックス
eLTAX

』を利用した



電子申告をお勧めします。

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス



電話番号：0570-081459（つながらない場合：03-5521-0019）

※申告データの作成に係る具体的な操作方法は、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。

① 償却資産とは



🗨️ 償却資産のあらまし

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業を行う上で必要とする有形固定資産で、おおむね次の資産をいいます。

- ☑ 税務会計（所得税法・法人税法）上、減価償却の対象となるべき資産
- ☑ 賦課期日（1月1日）現在において建設仮勘定に経理されている資産、簿外資産・償却済資産であっても事業の用に供することができる資産
- ☑ 租税特別措置法第67条の5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の適用を受けた30万円未満の少額資産

🗨️ 対象となる資産の種類と主な具体例






資産の種類		主な資産	
1	構 築 物		看板など広告設備、門や塀などの外構工事、カーポート、舗装路面（駐車場・構内）、受水槽
	建 物 建物 附 帯 設 備		テナントが施工する内装・内部造作、プレハブなどの簡易な建物で家屋評価としないもの、屋外給排水設備
2	機 械 及 び 装 置		漁業用機械、水産養殖業用設備、農業用機械、林業用機械、製造・修理用の機械装置、太陽光発電設備、小売業用設備
3	船 舶		漁船、貨物船、船舶の運航に必要な設備（船外機、GPS、無線）
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプター等 ※ドローンは工具・器具・備品
5	車 両 ・ 運 搬 具		登録番号が900～999や000～099などの大型特殊自動車 ※自動車税や軽自動車税が課税されるものは対象外
6	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品		家具、家電、事務機器、漁具（網、かご）、理容美容器具、医療機器、エアコン、その他の什器備品など

⚠️ 対象とならない資産

- ⊗ 牛、馬、豚、果樹、その他の生物・植物
- ⊗ 棚卸資産（商品、貯蔵品）
- ⊗ 無形減価償却資産（特許権、漁業権、商標権、電気・ガス・水道利用権、ソフトウェア）
- ⊗ 使用する期間が1年未満又は10万円未満で、税務会計上固定資産として計上しないもの
- ⊗ 取得価格が20万円未満で、3年間で一括償却しているもの



☞ 業種別の主な償却資産と耐用年数

業種	償却資産の名称（○数字は耐用年数）	
共通のもの	事務机・保管庫・椅子⑮、コピー機⑤、エアコン⑥、ファクシミリ⑤、パソコン④、テレビ⑤、応接セット⑧、電話設備⑥、カーテン③、広告塔⑳、看板③、ドローン⑤、AED④、太陽光発電設備⑰、金庫⑳	
小売店	冷蔵庫・洗濯機⑥、冷蔵ショーケース⑥、自動販売機⑤、レジスター⑤	
理・美容業	理美容機器（スチーマー、殺菌器、タオル蒸器等）⑤、サインポール③	
飲食店	飲食店業用設備⑧、店舗内装（テナントが施工したもの）⑩ 冷暖房機器⑥、冷蔵庫（業務用の大型のもの）⑧	
不動産貸付業 （アパート等） 駐車場業	コンクリート舗装⑮、フェンス⑩、冷暖房機器⑥、 屋外灯⑩、受変電・自家発電設備⑮、花壇⑳、 機械式駐車設備⑩、無人駐車管理装置⑤、アスファルト舗装⑩	
自動車修理業	アスファルト舗装⑩、洗車機⑮、二柱リフト⑮、タイヤチェンジャー⑮ 測定機器⑤、検査工具⑤	
食品製造業	食料品製造業用設備（ミキサー、冷凍機、コンベア、ボイラー等）⑩ ガス引込設備⑮、工場緑化⑦	
建設業	パワーショベル⑥、ブルドーザー⑥、フォークリフト④、 発電機⑩、大型特殊自動車④	
漁業	漁船（FRP製）⑦、漁船（鋼船500トン未満）⑨、魚群探知機⑤ GPS⑤、船外機⑤、養殖用設備⑤、漁具・魚網③	
農業	育苗施設（金属製）⑭、ビニールハウス⑩、乾燥機⑦、糞摺り機⑦	

☞ 建築設備における家屋と償却資産の区分

所有関係	設備の内容		
	床、壁、天井仕上げ	店舗用簡易装備 ・内部造作	配線等家屋と一体の ものを除く電気設備
家屋所有者			償却資産
テナント	償却資産		

② 申告について



☺ 申告が必要な方

- ☑ 石巻市内で事業を行っている法人や個人の方（事業者）
- ☑ 不動産や太陽光など、石巻市内に償却資産をお持ちの方



石巻市では、申告がない場合、過去に申告いただいた内容で償却資産を所有しているとみなして課税する、みなし課税を行っております。休業、廃業、移転等で市内に償却資産がなくなった方も忘れずに申告をお願いします。

☺ 税務会計（所得税・法人税）の申告との違い

項目	固定資産税 (償却資産)	国税 (所得税・法人税)
特別償却	×	○
圧縮記帳 ※1	×	○
増加償却 ※2	○	○
減価償却の方法	定率法 (旧定率法の減価率)	定率法と定額法の 選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却 (1/2)	月割償却
評価額の最低限度	取得価額の5%まで	備忘価格1円まで
改良費	区分評価	原則区分評価
少額の減価償却資産	課税対象外	損金又は必要経費に算入が可能
3年一括償却資産	課税対象外	3年間で損金又は必要経費に 算入が可能
即時償却資産 (中小企業特例)	課税対象	損金又は必要経費に算入が可能

※1 圧縮記帳を行った場合は、圧縮前の取得額（実際の購入額）にて申告してください。

※2 増加償却の適用を受けた資産がある場合は、税務署長又は国税局長の承認を受けたことを証する書類の写しを添付してください。

☺ その他申告にあたって

- ☑ 取得価格は資産本体の価格のほか、運賃、手数料、据付費などの付帯費用も含まれます。また、税務会計上消費税を取得価額に含めている場合は、同じく消費税を含めて申告してください。
- ☑ 取得価額が1点100万円未満である美術品は、原則として減価償却資産に該当することから、償却資産としても同様に取り扱い、申告の対象です。

☺ 申告の方法と提出書類

対象となる方	申告書	明細書	注意事項
償却資産があり、初めて申告される方	○	○	賦課期日（1月1日）現在所有している全ての償却資産を種類別明細書に記入してください。
資産に増減がある方		○	令和6年1月1日までに取得・処分した償却資産を記入してください。
資産に増減のない方		×	申告書の「備考」欄の「2. 資産異動なし」に○を付けてください。
該当する償却資産のない方		×	申告書の「備考」欄の「3. 該当資産なし」に○を付けてください。
廃業、移転等された方		×	申告書の「備考」欄の「4. 廃業・解散・移転等」に○を付け、年月日や詳細を記入してください。

※ 非課税資産や課税標準の特例、増加償却などに該当する資産がある場合には事実を証明する書類などを追加で提出していただくことがあります。

☺ 提出にあたって

石巻市から郵送する償却資産申告書（2枚組）、種類別明細書（3枚組）は複写式となっております。分離せずに提出してください。控用に受付印を押してお返しします。

☺ 郵送での申告書提出

郵送で申告される場合は、裏表紙の郵送申告先「総務部資産税課」までご提出願います。裏表紙の宛先を切り取ってご使用ください。

申告書の控用に本市の收受印を必要とされる場合は、住所・名称（氏名）をご記入のうえ、切手を貼った返信用封筒を同封してください。切手を張り付けた返信用封筒がない場合は返送できませんので、あらかじめご了承ください。

收受印が不要の場合は「控え用」を手元に残し、「提出用」のみ郵送してください。

☺ 来年度以降送付不要の場合

自社様式での申告、または電子申告「eTAX」をされている事業者で、次年度から石巻市からの申告書等の送付を希望しない場合は、申告書の備考に「申告書郵送不要」とご記入ください。

③ 提出書類の記載例

【1】償却資産申告書の記載例

住所及び電話番号を記載し、ふりがなを付けてください。(印字されている場合は確認してください。)

事業の種類を具体的に記載してください。(例えば、自動車整備業、不動産賃貸業等) また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。

個人番号・法人番号(マイナンバー)を記載してください。

事業を開始又は、設立した年月を記載してください。

この申告書について応答される方の所属部署、氏名を記載してください。

〇〇年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※ 所有者コード

3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	有・無
4 事業種目(資本等の金額)	食料品製造業 (10)	増加償却の届出	有・無
5 事業開始年月	昭和40年10月	10 非課税該当資産	有・無
6 この申告に応答する者の係及び氏名	総務課 乙川二郎 (電話 95-1111)	11 課税標準の特例	有・無
7 税理士等の氏名	石巻太郎 (電話 95-0000)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
		13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
		14 青色申告	有・無

住所: 石巻市穀町14番1号 (電話 95-1111)

氏名: 甲田屋菓子店 甲田太郎 (屋号 甲 甲田屋)

押印不要

氏名を記載し、ふりがなを付けてください(印字されている場合は内容確認)。法人にあっては名称及び代表者の氏名を記載してください。屋号があれば記載してください。

経理を委託している場合は記載してください。

該当事項を○で囲んでください。短縮耐用年数、増加償却がある場合は、「所轄税務署長」の承認書の写しを添付してください。

令和5年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計額です。修正がある場合は、赤で修正してください。

前年中に減少した資産の取得価額を資産の種類別に記載してください。

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

資産の種類	取得価額			
	前年までに取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物				
2 機械及び装置	1 920 000	1 120 000	2 550 000	3 350 000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具・器具及び備品	500 000	250 000		250 000
7 合計	2 420 000	1 370 000	2 550 000	3 600 000

資産の種類	評価額 (ホ)	※ 決定価格 (ニ)	※ 課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具・器具及び備品			
7 合計			

原則記載する必要はありません。ただし、電算処理により申告書を作成される場合は記入願います。

15 市(区)町村内における事業所

① 穀町14-1

②

③

④

16 借用資産

貸主の名称等

〇〇〇リース株式会社

17 事業所用家屋の所有区分

自己所有 借家

18 備考(添付書類)

— 該当するものに○をつけてください。

① 資産異動 2. 資産異動 3. 該当資産 4. 廃業・解散・移転等

あり なし なし (年月日)

石巻市内における事業所等、資産の所在地を記載してください。

該当する方を○で囲み、借用資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。

該当する方を○で囲んでください。

次の事項などを記載してください。

(1) 資産の異動について、1~4の該当する番号を○で囲んでください。

(2) ③増加償却の届出書の写し等、添付書類の名称

③非課税及び課税標準の特例に該当する資産を所有している場合は、その適用条項

③納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名

③その他、この申告に必要な書類

【2】種類別明細書の記載例

枠からはみ出さないように、記載してください。

氏名又は法人名を記載してください。

〇〇年度

所有者コード ※

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名

1枚のうち

甲田屋菓子店

1枚目

次の区分から該当する種類の番号を記載してください。
1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具器具及び備品

資産の名称及び規格等を記載してください。

資産の数量を記載してください。

資産を実際に取得した年月を記載してください。年号は「S：昭和、H：平成、R：令和」とし、該当するアルファベットを記載してください。

当該資産の取得価額を記載してください。なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、保険料、手数料、関税、掘付費、その他附帯費等含む。）をいいます。また、法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳については、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。改良費については、新たに資産を取得したもののみみなされますから、本体と区別して記載してください。

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号 年 月	(イ) 取得価額		耐用年数	減価残存率	(ハ) 価額		課税標準の特例		増加事由	摘要
						十億	百万			千	円	十億	百万		
01	2	00000001	ミキサー	1	H 17 6	870	000	9	0.774	10	500			1・2 3・4	減失
02	2	00000002	オーブン	1	H 17 6	750	000	9	0.774	37	500			1・2 3・4	減失
03	2	00000003	ホウアンキ	1	H 18 10	800	000	9	0.774	40	000			1・2 3・4	
04	6	00000004	パソコン	1	H 21 6	250	000	4	0.562	12	500			1・2 3・4	修正
05	2		ポイラー設備	1	R 4 4	700	000	10						1・2 3・4	新規・代替
06	2		かまどセット	1	R 5 5	1 000	000	10						1・2 3・4	新規
07	2		包装機	1	R 5 9	850	000	10						1・2 3・4	新規
08														1・2 3・4	
09														1・2 3・4	
10														1・2 3・4	
小計						3 600	000								
						2 420	000								

資産が減失した場合は行番号から課税標準額まで線を引き摘要欄に減失と記載してください。

震災により減失・損壊した償却資産の代わりに取得した場合は、減失・損壊した資産コードを記入し、新規・代替と記載してください。

新たに申告される方や、増加した資産がある場合は、すべて新規と記載してください。

訂正箇所がある場合にはその個所に線を引直しものを記載してください。摘要欄には修正と記載してください。

増加事由は、次のいずれかに○印をつけてください。
1 新品取得 2 中古品取得
3 移動による受入れ 4 その他

次に該当する資産についても摘要欄に記載してください。
◎課税標準の特例がある資産については、その適用条項（例：法第349条の3第1項）
◎割賦販売資産等の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等
◎増加償却等を行っている資産については、その旨の表示
◎その他当該資産の価額の決定にあたって必要な事項

④ 償却資産の評価方法



☺ 評価額の計算方法

償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として計算しています。

前年中に取得した資産（1年目）	前年前に取得した資産（2年目以降）
取得価額 × 前年中取得の減価残存率	取得価額 × 前年前取得の減価残存率

以降、毎年この方法により計算し、評価額が取得価格の5%になるまで償却します。評価額が取得価格の5%未満になる場合は、5%でとどめます。



減価率及び減価残存率表（旧定率法）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		①前年中取得	②前年前取得			①前年中取得	②前年前取得
-	x	$1 - (x/2)$	$1 - x$	11	0.189	0.905	0.811
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891

☺ 計算の例

名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率
パソコン	令和5年5月	200,000円	4年	前年中 0.781 前年前 0.562

（特例や端数処理の関係上、実際の評価計算とは異なる場合があります）

令和6年度	200,000円	×0.781＝	156,200円	
令和7年度	156,200円	×0.562＝	87,784円	
令和8年度	87,784円	×0.562＝	49,334円	
令和9年度	49,334円	×0.562＝	27,725円	
令和10年度	27,725円	×0.562＝	15,581円	
令和11年度	15,581円	×0.562＝	8,756円	→10,000円（5%）
令和12年度以降	10,000円		10,000円	

☺ 税額の計算

計算した償却資産の評価額をすべて合計したものが課税標準額となります。

$$\checkmark \text{ 税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%)$$

なお、償却資産以外の資産をお持ちの場合、課税標準額は、土地・家屋・償却資産の評価額の合算したものに税率を掛けたものとなります。

また、償却資産について課税標準額が150万円未満（免税点未満）の場合は、償却資産分の固定資産税は課税されません。

☺ 納期限

納期限は次の4期です。

第1期 5月末 / 第2期 7月末 / 第3期 11月末 / 第4期 2月末
（土日祝日の場合は翌平日）

土地や家屋など、他に所有する固定資産がある場合は、合わせて納付いただきます。

⚠ みなし課税の実施

石巻市では、過去の申告を基に申告がなくても償却資産を所有しているとみなして課税しております。地方税法第383条で申告の義務が定められておりますが、固定資産税は賦課課税方式※にあたるため申告がない場合でも課税を行っています。

そのため、廃業、市外への移転、支店等の閉店がありましたら、必ず申告をお願いします。

※賦課課税方式とは、納付すべき税額を課税する者（課税権者）が決定し、納税者に通知する方法をいいます。

⚠ 未申告又は虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をされない場合は、地方税法第386条及び石巻市市税条例第75条の規定により、過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法385条の規定により、懲役又は罰金を科されることがあります。

☺ 調査協力をお願い

本市では地方税法第354条の2の規定により、税務署において所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行っております。閲覧した書類の内容と申告内容に差異がある場合等、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、会社訪問による実地調査や郵送による調査を行う場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

なお、調査に伴う申告内容の修正等による税額変更は、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（原則として5年度分）遡及して課税することとされております。

⑤ 非課税となる償却資産



☺ 非課税の概要

地方税法の規定により非課税となる資産には固定資産税が課税されません。このような資産をお持ちの方は、「非課税申告書」を提出していただきます。まずは事前にご連絡ください。

なお、非課税の対象となる事業主体や内容が限定されていますので、全ての資産が非課税となるわけではありません。また、有料で借受けて使用している固定資産は非課税の対象外となります。

≪非課税の対象となる償却資産の例（一部）≫

根拠規定		非課税対象資産	添付書類
条	項号		
第348条	第2項 第3号	・宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物および境内地	定款、法人登記簿謄本 所轄庁からの認証書の写し
	第2項 第9号	・学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産	定款、認可証の写し
	第2項 第10号	・社会福祉法人が保護施設の用に供する固定資産	定款、法人登記簿謄本 認可証の写し又は指定書の写し (施設例) 小規模保育 保育所 養護老人ホーム 身体障害者福祉センター 老人デイサービス 地域子育て支援拠点事業 など
	第2項 第10号の2	・社会福祉法人等が小規模保育事業の用に供する固定資産	
	第2項 第10号の3	・社会福祉法人等が児童福祉施設の用に供する固定資産	
	第2号 第10号の5	・社会福祉法人等が老人福祉施設の用に供する固定資産	
	第2項 第10号の6	・社会福祉法人が障害者支援施設の用に供する固定資産	
	第2項 第10号の7	・社会福祉法人等が上記までの事業以外で社会福祉事業の用に供する固定資産	
	第2項 第10号の8	・更生保護法人が更生保護事業の用に供する固定資産	
	第2項 第10号の9	・石巻市から包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産	

※ 実施主体が一般財団法人やNPO法人等の場合は、非課税に該当する団体であることについて官公庁からの証明や契約書の写しの提出を求める場合があります。

前年中に取得した上記の用に供する固定資産がある場合は、改めて申告書の提出をお願いします。その際、現地調査をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

⑥ 償却資産に係る課税標準の特例



☉ 主な特例の概要

地方税法の規定により、一定の要件を備えた償却資産については課税標準の特例が適用されます。該当する資産をお持ちの方は、詳細のわかる書類の写し等を添付して申告してください。

(一部抜粋)

根拠規定		対象資産	適用期間	特例率
条	項号			
第 349 条の 3	2 項	一般ガス導管事業者が新設したガス事業用資産	5 年間 その後 5 年間	1 / 3 2 / 3
	3 項	農業協同組合等の共同利用に供する機械及び装置	3 年間	1 / 2
	5 項	内航船舶	期限なし	1 / 2
	6 項	離島航路事業用の内航船舶 ※内航船舶特例と連乗後 1 / 6	期限なし	1 / 3
第 349 条の 3 の 4	2 項	被災代替償却資産	4 年間	1 / 2
附則第 15 条	1 項	(流通業務総合効率化) 営業用倉庫 上記 倉庫に附属の機械設備	5 年間	1 / 2 3 / 4
附則第 15 条 (わがまち特例)	2 項 1 号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	期限なし	1 / 2
	2 項 5 号	下水道法による公共下水道の利用者が設置した除害施設	期限なし	4 / 5
	2 5 項	再生可能エネルギー発電設備	3 年間	※ 1
	2 8 項	浸水防止用設備	5 年間	2 / 3
	3 2 項	特定事業所内保育施設 ※ 2	5 年間	1 / 2
附則第 56 条	1 2 項	東日本大震災被災償却資産 (※ R6.3.31 取得分まで)	4 年間	1 / 2

※ 1 再生可能エネルギー発電設備につきましては、発電内容により特例率が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

※ 2 特定事業所内保育施設については、国の補助を受けてから 5 年間となります。

その他の特例については、ホームページをご確認ください。



☺ 太陽光発電設備に係る課税及び課税標準の特例



① 固定資産税の課税

土地又は家屋の屋根等に発電設備を設置して発電する場合、その設置した発電設備等は固定資産税（償却資産）の課税対象となり、申告が必要です。自宅用でも 10kw 以上の太陽光発電設備は固定資産税の償却資産に該当します。

区分 \ 発電量	10kw 以上	10kw 未満 (余剰売電を含む)
個人（自宅用）	要申告	申告対象外
個人（事業用）	要申告	
法人	要申告	

※共同住宅や貸家等の不動産の屋根に取り付けた場合も、事業用資産として 10kw 未満でも申告が必要です。

ただし、屋根材等の建材として設置されているものについては、家屋として課税されるので、償却資産としての申告は必要ありません。

② 再生可能エネルギー発電設備に係る課税及び課税標準の特例

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得し、固定価格買取制度の対象外設備で、再生可能エネルギー事業者支援事業費による補助を受けて取得した太陽光発電設備に対して、課税対象となる年度から3年間、課税標準の特例が適用されます。

特例の適用には、「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し」及び「受給契約確認書の写し」を添付してください。

☺ 先端設備等導入計画に基づいて取得した新規設備の固定資産税の課税標準の特例

石巻市の導入促進基本計画に基づき、認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等について、固定資産税が一定期間軽減されます。

条件	特例期間	特例率
賃上げの表明を行わない場合	取得から3年間	1/2
賃上げの表明を行う場合	令和5年度中に取得 取得から5年間	1/3
	令和6年度中に取得 取得から4年間	

この特例の適用を受けるためには、石巻市の認定が必要です。詳しくは、産業部商工課にお問い合わせください。



【石巻市ホームページ】先端設備等導入計画の認定について

<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10452000a/sentan/20230406141834.html>

特例の適用には、償却資産申告書の提出の際に「先端設備等導入計画認定申請書の写し」及び「認定書の写し」を添付してください。

⑦ 東日本大震災被災償却資産の代替特例



🗨️ 特例の概要

東日本大震災により被災し、滅失・損壊した償却資産に代わるものとして新たに取得・改良した場合、課税標準の特例を受けることができます。

該当する償却資産を所有されている方は、「被災代替償却資産特例申告書」をご請求のうえ、償却資産申告の際に必要な書類を添付して提出してください。

① 対象者

東日本大震災で被災した償却資産の所有者（石巻市外で被災した資産も対象です）

② 特例の対象となる要件

- ☑ 令和6年3月31日までに取得・改良した資産
- ☑ 被災した償却資産の代替として取得し、種類や用途が同一のもの
- ☑ 平成23年度において償却資産課税台帳に登録されており、平成24年度以降において償却資産課税台帳上から、除却等の処分がされていること
- ☑ 復旧又は改良等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

③ 期間及び特例率

課税対象となる年度から4年間 1 / 2

（代替特例以外の課税標準の特例が適用される場合は重ねて適用されます。）

④ 提出書類

《石巻市内で被災し、取得・改良した場合》

- ☑ 被災代替償却資産特例申告書 ※
- ☑ 種類別明細書の摘要欄に、平成23年度分種類別明細書の控えを参照し、資産の種類と資産コードを記載してください。
（記載方法は、6ページ「種類別明細書の記載例」を参照願います。）

《他の市区町村で被災し、石巻市において取得した場合》

- ☑ 被災代替償却資産特例申告書 ※
- ☑ 【他市区町村様式】固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書兼代替資産対照表
- ☑ 【他市区町村様式】り災証明または被災証明書等の写し
- ☑ 除却又は売却等の処分をしたことがわかる書類等の写し

↓ 様式等は石巻市ホームページからダウンロードできます。



⑧ 復興産業集積区域（復興特区）の課税免除







🗨️ 課税免除の概要

東日本大震災復興特別区域法に規定する復興産業集積区域内に新設又は増設した施設（家屋）及び施設を建設した土地・設備（償却資産）について、一定要件に該当する場合に、新たに課すべき年度以降、5年間の固定資産税が課税免除されます。

この特例の適用を受けるためには、宮城県又は石巻市の指定及び事業実施状況の認定が必要です。（指定については、下の表の申請先にお問合せください。）

指定を受けた事業者の方には、申請書等を同封して送付しておりますので、償却資産申告の際、必要書類を添付のうえ、提出してください。課税免除の申請書は毎年提出をお願いします。

（一部抜粋）

特区の名称及び指定日	対象となる業種	申請先
民間投資促進特区 （ものづくり産業版） 平成24年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車関連産業 ○高度電子機械産業 ○食品関連産業 ○木材関連産業 ○医療・健康関連産業 ○クリーンエネルギー産業 ○航空宇宙関連産業 ○船舶関連産業 	宮城県東部地方振興事務所 地方振興部 TEL0225-95-1767 
石巻まちなか再生特区 平成24年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○医歯薬・福祉・介護業 ○商業（小売業・卸売業・サービス業等） ○ICT関連産業 ○観光関連産業（飲食店・宿泊業等） ○新エネルギー・再生可能エネルギー関連産業 	石巻市産業部商工課 TEL0225-95-1111 （内線 3523・3524） 
愛ランド特区 平成24年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○商業関連産業（小売業、サービス業等） ○ツーリズム関連業種（宿泊業、飲食店等） ○歴史・伝統を生かした観光資源の再生と関連業種（運輸業、宿泊業、飲食業等） ○地域固有の天然資源を生かした硯・石工品関連産業 ○自然景観を生かした観光関連業種（宿泊業、飲食業等） ○循環型社会形成に資する関連業種（電気業等） 	石巻市産業部商工課 TEL0225-95-1111 （内線 3523・3524）  石巻市雄勝総合支所地域振興課 TEL0225-57-2111 石巻市北上総合支所地域振興課 TEL0225-67-2111 石巻市牡鹿総合支所地域振興課 TEL0225-45-2111
民間投資促進特区 （農業版） 平成24年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○農業及び主要関連業種 （関連に業種については自ら農業生産を行うことが要件） 	石巻市産業部農林課 TEL0225-95-1111 （内線 3564） 

↓ 課税免除の様式等は石巻市ホームページからダウンロードできます。



⑨ 償却資産の申告Q&A



<p>① 今年、初めて申告書を送られてきました、どのようにすればよいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 石巻市内にて新たに事業を始められた方や、確定申告を調査した際に減価償却資産をお持ちの方へお送りしています。 事業用資産（償却資産）をお持ちの場合は、申告書に記入のうえ提出してください。なお、該当する資産が無い場合であっても「該当なし」として申告をお願いします。
<p>② 飲食店を開業しました、どのようなものを償却資産として申告する必要がありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店の場合、厨房機器、冷蔵庫、テーブル、椅子、レジスター、エアコン、テレビ、カラオケ、看板や、駐車場舗装などの外構工事が対象です。 また、自己所有の建物ではなく貸店舗のテナントとして開業した場合には、店舗に施工した内装や空調設備、給排水設備なども償却資産となります。
<p>③ アパート経営を始めました、アパート経営者も償却資産の申告が必要ですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> アパート経営は不動産賃貸業に当たりますので申告が必要です。償却資産の対象となる主なものには、周囲のフェンス・塀・側溝・外灯・駐車場のアスファルト舗装（車止め及び白線を含む）・駐輪場・物置・ごみ置き場のプレハブなどの外構工事やパソコン等の事務用品です。 屋根の上に設置した太陽光発電設備も対象ですので、ご注意ください。
<p>④ 昨年と変更がなくても償却資産の申告はしなければならないのですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変更がない場合には、過去の申告を基にみなし課税を行っていますので、申告は不要です。（参考P8） なお、<u>廃業、市外への移転、支店等の閉店</u>の場合は必ず申告をお願いします。
<p>⑤ 年度の途中で資産を処分や事業を廃業した場合の固定資産税はどうなりますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税は、毎年1月1日現在（賦課期日）に所有している方（課税台帳に登録されている個人・法人）に課税されます。このため、年の途中で資産を処分した場合や、廃業したとしても、その年度分の固定資産税は課税されます。
<p>⑥ 耐用年数を経過し、減価償却が終わった償却済資産についても申告が必要ですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 耐用年数を経過し、減価償却が終わった資産でも事業に使用できる状態にある限りは、固定資産税の償却資産に該当し、申告が必要です。
<p>⑦ フォークリフトやトラクターなどは償却資産になりますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> フォークリフトやトラクター、田植え機、コンバイン等については、その規格により「軽自動車税の小型特殊自動車」と「償却資産の大型特殊自動車」に区別され、大型特殊自動車は償却資産となります。 なお、自動車税、軽自動車税で課税されているものは、償却資産の申告対象にはなりません。
<p>⑧ リース資産の申告はどのようになりますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通常の賃貸借契約（期間満了時に回収）によるリースについては、貸している方が申告してください。 売買のような契約（期間満了後に使用者の所有物となる。）によるリースについては、借りている方が申告してください。
<p>⑨ 申告内容に誤りがありました、どうしたらいいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> お手元の控え用の申請書に修正後の内容を記載し「修正申告」と明記して再度申告してください。

受付期間・問合せ及び提出先

 <p>-1- 受付期間及び時間</p>	<p>1月4日 ～ 1月31日 (土・日・祝日を除く。)</p> <hr/> <p>午前8時30分 ～ 午後5時</p>
 <p>郵送申告及び提出先 問合せ先</p>	<p>総務部 資産税課 (本庁舎3階) 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号 0225-95-1111 (内線3119・3118)</p>
 <p>提出先</p> <p>資産税課又は最寄りの各総合支所・各支所でも申告できます。</p>	<p>河北総合支所 市民福祉課 〒986-0195 石巻市相野谷字旧会所前12番地1</p> <hr/> <p>雄勝総合支所 市民福祉課 〒986-1333 石巻市雄勝町雄勝字下雄勝12番地42</p> <hr/> <p>河南総合支所 市民福祉課 〒987-1101 石巻市前谷地字黒沢前7番地</p> <hr/> <p>桃生総合支所 市民福祉課 〒986-0313 石巻市桃生町中津山字江下10番地</p> <hr/> <p>北上総合支所 市民福祉課 〒986-0201 石巻市北上町十三浜字小田93番地4</p> <hr/> <p>牡鹿総合支所 市民福祉課 〒986-2523 石巻市鮎川浜鬼形山1番地13</p> <hr/> <p>渡波支所・稲井支所・蛇田支所・荻浜支所</p>

市税の納付には、かんたん便利な「口座振替」をご利用ください。市内の金融機関の窓口で申込みされるか、振込の依頼書をホームページからダウンロード又はお送りしますので、納税課 (0225-95-1111 内線 3135) までお問い合わせください。



切り取って、申告書を郵送される場合の宛先としてご利用ください。

〒986-8501
宮城県石巻市穀町14番1号
石巻市総務部資産税課
償却資産係 あて

各種様式、その他ご不明な点につきましてはホームページを御確認いただくか、資産税課までお問合せください。

石巻市 償却資産

